

12-3 外国語学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

① 取得できる教員免許状

英語英文学科の学生は、中学校教諭一種・高等学校教諭一種「英語」を、中国語学科の学生は、中学校教諭一種・高等学校教諭一種「中国語」の教員免許を取得できます。これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると、教職を志す学生は、「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望まれます。

なお、自学科で免許取得ができないスペイン語学科及び国際文化交流学科の学生で、教員免許取得を希望する場合は、教職課程支援室に申し出てください。

② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

外国語学部 英語英文学科 中学校一種 英語（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	2	○ ◎	1	10以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		Grammar I	1		1			
		Grammar II	1		1			
		英語教育学入門	2	○ ◎	1			
		統語論	2		2			
		意味論	2		2			
		学習英文法 I	1		2			
		学習英文法 II	1		2			
		音声学 I	2		2			
		音声学 II	2		2			
		English Phonetics I	1		2			
		English Phonetics II	1		2			
		英語教育学 I	2		3・4			
		英語教育学 II	2		3・4			
		児童英語教育 I	2		3・4			
	児童英語教育 II	2		3・4				
	英語史 I	2		3・4				
	英語史 II	2		3・4				
	英語文学	1以上	英語圏文学概論 A	2	○ ◎	1		6以上
			英語圏文学概論 B	2	○ ◎	1		
			イギリス文学史 I	2		2		
			イギリス文学史 II	2		2		
			アメリカ文学史 I	2		2		
			アメリカ文学史 II	2		2		
			比較文学 A	2		3・4		
			比較文学 B	2		3・4		
	英語コミュニケーション	1以上	Speaking I	1	○ ◎	1		8以上
			Speaking II	1	○ ◎	1		
			Composition I	1	○ ◎	1		
			Composition II	1	○ ◎	1		
			Reading I	1	○ ◎	1		
			Reading II	1	○ ◎	1		
			Pronunciation and Listening I	1	○ ◎	1		
			Pronunciation and Listening II	1	○ ◎	1		
			Speaking III	1		2		
			Speaking IV	1		2		
			Composition III	1		2		
			Composition IV	1		2		
			Essay Writing I	1		3・4		
			Essay Writing II	1		3・4		
Speech and Debate I	1		3・4					
Speech and Debate II	1		3・4					
異文化理解	1以上	英語圏文化概論 A	2	○ ◎	1	6以上		
		英語圏文化概論 B	2	○ ◎	1			
		イギリス文化史 I	2		2			
		イギリス文化史 II	2		2			
		アメリカ文化史 I	2		2			
		アメリカ文化史 II	2		2			
		比較文化 A	2		3・4			
		比較文化 B	2		3・4			
		異文化間コミュニケーション論 A	2	△	3・4			
異文化間コミュニケーション論 B	2	△	3・4					
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法 I（英語）	2	○ ◎	2	8		
		教科教育法 II（英語）	2	○ ◎	2			
		教科教育法 III（英語）	2	○	3			
		教科教育法 IV（英語）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。△印は選択必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目、選択必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、選択必修科目の「異文化間コミュニケーション論A」又は「異文化間コミュニケーション論B」については、いずれか1科目を修得すること。

3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

4. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

外国語学部 英語英文学科 高等学校一種 英語（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	2	○ ◎	1	10以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		Grammar I	1		1			
		Grammar II	1		1			
		英語教育学入門	2	○ ◎	1			
		統語論	2		2			
		意味論	2		2			
		学習英文法 I	1		2			
		学習英文法 II	1		2			
		音声学 I	2		2			
		音声学 II	2		2			
		English Phonetics I	1		2			
		English Phonetics II	1		2			
		英語教育学 I	2		3・4			
		英語教育学 II	2		3・4			
		児童英語教育 I	2		3・4			
	児童英語教育 II	2		3・4				
	英語史 I	2		3・4				
	英語史 II	2		3・4				
	英語文学	1以上	英語圏文学概論 A	2	○ ◎	1		6以上
			英語圏文学概論 B	2	○ ◎	1		
			イギリス文学史 I	2		2		
			イギリス文学史 II	2		2		
			アメリカ文学史 I	2		2		
			アメリカ文学史 II	2		2		
			比較文学 A	2		3・4		
			比較文学 B	2		3・4		
	英語コミュニケーション	1以上	Speaking I	1	○ ◎	1		8以上
			Speaking II	1	○ ◎	1		
			Composition I	1	○ ◎	1		
			Composition II	1	○ ◎	1		
			Reading I	1	○ ◎	1		
			Reading II	1	○ ◎	1		
			Pronunciation and Listening I	1	○ ◎	1		
			Pronunciation and Listening II	1	○ ◎	1		
			Speaking III	1		2		
			Speaking IV	1		2		
			Composition III	1		2		
			Composition IV	1		2		
			Essay Writing I	1		3・4		
			Essay Writing II	1		3・4		
Speech and Debate I			1		3・4			
Speech and Debate II	1		3・4					
異文化理解	1以上	英語圏文化概論 A	2	○ ◎	1	6以上		
		英語圏文化概論 B	2	○ ◎	1			
		イギリス文化史 I	2		2			
		イギリス文化史 II	2		2			
		アメリカ文化史 I	2		2			
		アメリカ文化史 II	2		2			
		比較文化 A	2		3・4			
		比較文化 B	2		3・4			
		異文化間コミュニケーション論 A	2	△	3・4			
異文化間コミュニケーション論 B	2	△	3・4					
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法 I（英語）	2	○ ◎	2	8		
		教科教育法 II（英語）	2	○ ◎	2			
		教科教育法 III（英語）	2	○	3			
		教科教育法 IV（英語）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。△印は選択必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目、選択必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、選択必修科目の「異文化間コミュニケーション論A」又は「異文化間コミュニケーション論B」については、いずれか1科目を修得すること。

3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

4. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

外国語学部 中国語学科 中学校一種 中国語 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	中国語学	中国語演習 I a(基礎)A	1		1	10以上	24以上(1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		中国語演習 I a(基礎)B	1		1			
		中国語演習 I b(基礎)A	1		1			
		中国語演習 I b(基礎)B	1		1			
		中国語演習 I c(リスニング)A	1		1			
		中国語演習 I c(リスニング)B	1		1			
		中国言語概説A	2	○ ◎	2			
		中国言語概説B	2	○ ◎	2			
		中国語演習 II a(総合)A	1		2			
		中国語演習 II a(総合)B	1		2			
		中国語演習 II b(作文)A	1		2			
		中国語演習 II b(作文)B	1		2			
		中国言語特講 I A	2		3			
		中国言語特講 I B	2		3			
		中国言語特講 I C	2		3			
		中国言語特講 I D	2		3			
		中国言語特講 II A	2		3			
		中国言語特講 II B	2		3			
		中国言語特講 II C	2		3			
		中国言語特講 II D	2		3			
	中国文学	1以上	中国文学概説A	2	○ ◎	2		4以上
			中国文学概説B	2	○ ◎	2		
			中国文化特講A	2		3		
			中国文化特講B	2		3		
			中国文化特講C	2		3		
	中国語コミュニケーション	1以上	中国語演習 I d(会話)A	1	○ ◎	1		10以上
			中国語演習 I d(会話)B	1	○ ◎	1		
			中国語演習 II c(リスニング)A	1		2		
			中国語演習 II c(リスニング)B	1		2		
			中国語演習 II d(コミュニケーション)A	1		2		
			中国語演習 II d(コミュニケーション)B	1		2		
			中国語演習 II e(コミュニケーション)A	1		2		
			中国語演習 II e(コミュニケーション)B	1		2		
			中国語演習 II f(翻訳)A	1		2		
			中国語演習 II f(翻訳)B	1		2		
			中国語表現法演習 II (HSK基礎)A	1		2		
			中国語表現法演習 II (HSK基礎)B	1		2		
			中国語演習 III a(総合)A	1		3		
			中国語演習 III a(総合)B	1		3		
			中国語演習 III b(コミュニケーション)A	1		3		
			中国語演習 III b(コミュニケーション)B	1		3		
			中国語表現法演習 III a(読解応用)A	1		3		
中国語表現法演習 III a(読解応用)B			1		3			
中国語表現法演習 III a(HSK応用)C			1		3			
中国語表現法演習 III a(HSK応用)D			1		3			
中国語表現法演習 III b(会話)A			1		3			
中国語表現法演習 III b(会話)B			1		3			
中国語表現法演習 III b(翻訳)C			1		3			
中国語表現法演習 III b(翻訳)D			1		3			
中国語表現法演習 III c(社会事情)B			1		3			
中国語表現法演習 III c(ビジネス)D	1		3					
中国語演習 IV(総合)A	1		4					
中国語演習 IV(総合)B	1		4					
異文化理解	1以上	中国社会概説A	2	○ ◎	1	4以上		
		中国社会概説B	2	○ ◎	1			
		中国地域文化講義	2		2			
		日中比較文化講義	2		2			
		中国社会特講A	2		3			
		中国社会特講B	2		3			
		中国社会特講C	2		3			
		中国社会特講D	2		3			
		中国政治経済特講A	2		3			
		中国政治経済特講B	2		3			
		中国政治経済特講C	2		3			
		中国政治経済特講D	2		3			
		中国歴史特講A	2		3			
		中国歴史特講B	2		3			
		中国歴史特講C	2		3			
中国歴史特講D	2		3					

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得 すべき単位数	注2 教育実習 要件単位
各教科の指導法（情報機器及 び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（中国語）	2	○◎	2	8	4以上
		教科教育法Ⅱ（中国語）	2	○◎	2		
		教科教育法Ⅲ（中国語）	2	○	3		
		教科教育法Ⅳ（中国語）	2	○	3		
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計				36以上	

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**36単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

外国語学部 中国語学科 高等学校一種 中国語（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
中国語学	1以上	中国語演習 I a(基礎)A	1		1	10以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		中国語演習 I a(基礎)B	1		1			
		中国語演習 I b(基礎)A	1		1			
		中国語演習 I b(基礎)B	1		1			
		中国語演習 I c(リスニング)A	1		1			
		中国語演習 I c(リスニング)B	1		1			
		中国言語概説A	2	○ ◎	2			
		中国言語概説B	2	○ ◎	2			
		中国語演習 II a(総合)A	1		2			
		中国語演習 II a(総合)B	1		2			
		中国語演習 II b(作文)A	1		2			
		中国語演習 II b(作文)B	1		2			
		中国言語特講 I A	2		3			
		中国言語特講 I B	2		3			
		中国言語特講 I C	2		3			
		中国言語特講 I D	2		3			
		中国言語特講 II A	2		3			
		中国言語特講 II B	2		3			
	中国言語特講 II C	2		3				
	中国言語特講 II D	2		3				
	中国文学	1以上	中国文学概説A	2	○ ◎	2		4以上
			中国文学概説B	2	○ ◎	2		
			中国文化特講A	2		3		
			中国文化特講B	2		3		
			中国文化特講C	2		3		
	中国語コミュニケーション	1以上	中国語演習 I d(会話)A	1	○ ◎	1		10以上
			中国語演習 I d(会話)B	1	○ ◎	1		
			中国語演習 II c(リスニング)A	1		2		
			中国語演習 II c(リスニング)B	1		2		
			中国語演習 II d(コミュニケーション)A	1		2		
			中国語演習 II d(コミュニケーション)B	1		2		
			中国語演習 II e(コミュニケーション)A	1		2		
			中国語演習 II e(コミュニケーション)B	1		2		
			中国語演習 II f(翻訳)A	1		2		
			中国語演習 II f(翻訳)B	1		2		
			中国語表現法演習 II (HSK基礎)A	1		2		
中国語表現法演習 II (HSK基礎)B			1		2			
1以上		中国語演習 III a(総合)A	1		3			
		中国語演習 III a(総合)B	1		3			
		中国語演習 III b(コミュニケーション)A	1		3			
		中国語演習 III b(コミュニケーション)B	1		3			
		中国語表現法演習 III a(読解応用)A	1		3			
		中国語表現法演習 III a(読解応用)B	1		3			
		中国語表現法演習 III a(HSK応用)C	1		3			
		中国語表現法演習 III a(HSK応用)D	1		3			
		中国語表現法演習 III b(会話)A	1		3			
		中国語表現法演習 III b(会話)B	1		3			
		中国語表現法演習 III b(翻訳)C	1		3			
		中国語表現法演習 III b(翻訳)D	1		3			
中国語表現法演習 III c(社会事情)B	1		3					
中国語表現法演習 III c(ビジネス)D	1		3					
中国語演習 IV(総合)A	1		4					
中国語演習 IV(総合)B	1		4					
異文化理解	1以上	中国社会概説A	2	○ ◎	1	4以上		
		中国社会概説B	2	○ ◎	1			
		中国地域文化講義	2		2			
		日中比較文化講義	2		2			
		中国社会特講A	2		3			
		中国社会特講B	2		3			
		中国社会特講C	2		3			
		中国社会特講D	2		3			
		中国政治経済特講A	2		3			
		中国政治経済特講B	2		3			
		中国政治経済特講C	2		3			
		中国政治経済特講D	2		3			
		中国歴史特講A	2		3			
		中国歴史特講B	2		3			
中国歴史特講C	2		3					
中国歴史特講D	2		3					

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2
						本学で修得 すべき単位数	教育実習 要件単位
各教科の指導法（情報機器及 び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（中国語）	2	○◎	2・3	4	4以上
		教科教育法Ⅱ（中国語）	2	○◎	2・3		
		教科教育法Ⅲ（中国語）	2		3		
		教科教育法Ⅳ（中国語）	2		3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			32以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**32単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。
3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。